

# 「学校いじめ防止基本方針」

令和2年年3月改訂  
喜多方市立熊倉小学校

## 1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

### (基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校ではすべての児童がいじめを行わないように、系統的な学級経営を充実させ、教育力のある学級集団をつくることを中心に据え、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

### (いじめの禁止)

児童は、いじめを行ってはならない。

### (学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、家庭、地域、関係機関団体等との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。また、いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、P D C A サイクルで必要に応じて見直す。

## 2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

### いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが重要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法に定める学校におけるいじめ防止等の対策のための組織を活用して行う。

「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童との何らかの人間関係を指す。

「心理的又は物理的な影響」とは、いじめの態様のことである。具体的には次のような態様を指し、いじめられた児童の被害性に着目し、法が規定するいじめに当たるか否かを見極める必要がある。

- ◆心理的な影響：冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる、仲間はずれ、集団により無視をされる。パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。等
- ◆物理的な影響：嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。ぶ

つかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、インターネット上で悪口を書かれるなど、行為の対象となる児童等本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、法の趣旨を踏まえた適切な対応をする。

また、教員の指導によらずして当事者間でいじめの解消が行われた場合、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応をする。その場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、法に定める学校におけるいじめ防止等の対策のための組織へ情報共有を行う。

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なもののや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。こうした場合、教育的な配慮や被害児童の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報を行い、警察と密に連携した対応を取る。

## (1) 基本施策

### ア 学校におけるいじめの防止

- (ア) 学校経営の重点の一つに「『あ・は・も』が身に付き、心ゆたかでやりぬく子ども」を育成することを中心に、豊かな人間性・社会性を育む教育を推進する。そのために、
  - QU調査を活用し、承認感を高め、ルールを定着させる。
  - 生徒指導の3つの機能を活かしながら、よさの可視化と当番や係活動を充実させる。
  - 人や社会、自然とのかかわりを重視した活動を推進する。
    - ・ 各学年や委員会の「あいさつ運動」を計画的に行う。
    - ・ ソーシャルスキルトレーニングを通して人とのかかわり方を身に付ける。
    - ・ 熊倉町の自然や歴史、文化とのかかわりを重視した学習を通して、郷土や学校を愛し、誇りに思う心を育む。
    - ・ 望ましい集団活動（ボランティア活動、縦割り班活動）を通して、集団の一員としての自覚を高め、自発的自治的な態度を育む
- (イ) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (ウ) 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う児童会活動に対する支援を行う。
- (エ) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権教育及び人権作文等を実施する。
- (オ) 配慮が必要な児童について、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童等に対する必要な指導を行う。

### イ いじめの早期発見のための措置

#### (ア) いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査・会議を次のとおり実施する。

- ① Q U テスト 年2回（6月、11月）
- ② 学校アンケート（学校評価）調査 年2回（7月、12月）
- ③ 学校生活アンケート（いじめを含む） 年2回（6月、11月）
- ④ 職員会議の後のミニ生徒指導協議会（情報交換会）

#### （イ）いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

- ① スクールカウンセラーや SSW の活用
- ② いじめ相談窓口（養護教諭を窓口とする）の設置
- ③ 「ふくしま 24 時間子どものSOS」「ダイヤルSOS」等の各種相談窓口の周知

#### （ウ）いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

### ウ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行い、情報モラル等に関する教育を推進する。

## （2）いじめ防止等に関する措置

### ア いじめの防止等の対策のための組織「生徒指導会議」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「生徒指導会議」を設置する。

#### ＜構成員＞

校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー又はスクールソーシャルワーカー（必要に応じて）

#### ＜活動＞

- ① いじめの早期発見に関する事（アンケート調査、教育相談等）
- ② いじめ防止に関する事。
- ③ いじめ事案に対する対応に関する事。
- ④ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深める事。

※ 上記の活動に組織的に取り組み、教職員の負担軽減を図る。

#### ＜開催＞

年2回を定例会とし、9月と2月に実施、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

### イ いじめに対する措置

- （ア）いじめ情報を抱え込んだり、組織に報告しなかったりしないようにする。
- （イ）いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- （ウ）いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、

いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

- (エ) 「いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (オ) いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (カ) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。
- (キ) 2つの解消要件(いじめに係る行為が止む、被害児童が心身の苦痛を感じない)を確認する。

### (3) いじめを発見・認知した場合の対応

#### ア 対応方針の明確化

- ・ 情報の一元化や速やかな管理職への報告等を盛り込んだ対応方針を決定する。

#### イ 保護者への連絡

- ・ 保護者へ方針と対応策を伝え、保護者の意向を聞き、協議を行う。

#### ウ 事実の確認

- ・ 関係児童等へ個別の聞き取りを行い、起きた事実を正確かつ具体的に聞き取る。

#### エ 事実の確定

- ・ 事実を確定し、学校の対応方針の見直しが必要な場合、見直しを行う。

#### オ 保護者への説明

- ・ 被害児童、加害児童双方の保護者に事実を説明し、被害児童の保護と安全確保を図る。

#### カ 指導（関係改善）

- ・ 加害児童の内省を促し、反省する気持ちを引き出す。

#### キ 保護者への報告

- ・ 加害児童への指導結果を被害児童の保護者に報告し、今後の再発防止の計画を説明する。

#### ク 事後支援

- ・ 継続的な教育相談、スクールカウンセラー等の活用による被害児童への事後支援を行う。

#### ケ 経過観察

- ・ 指導の成果を確かめながら、経過観察を行う。

### (4) 重大事案への対処（文科省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」参照）

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ア 重大事態が発生した旨を、喜多方市教育委員会に速やかに報告する。
- イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

## (5) 年間計画

月	具体的な活動（生徒指導、教育相談・実態調査、いじめ防止研修、いじめ防止のための会議等）	評価計画
4	全校集会や学級指導でいじめ防止指導 スクールカウンセラーの活用（年間） 人権擁護委員会の活用（年間）（1・3年道徳）	計画・目標の作成と提示
5	生徒指導協議会（学校いじめ防止基本方針について 未然防止と早期発見） QUテスト①	
6	学校生活アンケート（全児童） 情報モラル教育（学級指導） 教育相談（全児童） ミニ生徒指導協議会	
7	インターネット上のいじめについて（保護者懇談会） 学校アンケートの実施①児童生徒・保護者（1学期間） ミニ生徒指導協議会	1学期の評価
9	生徒指導協議会	
10	全校集会や学級指導で人権教育 ミニ生徒指導協議会	
11	学校生活アンケート（全児童） 教育相談（全児童） ミニ生徒指導協議会	
12	学校アンケートの実施②児童生徒・保護者（2学期間） 個別懇談 QUテスト② ミニ生徒指導協議会	2学期の評価
1	ミニ生徒指導協議会	
2	ミニ生徒指導協議会	
3	ミニ生徒指導協議会	年間評価

## (6) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せざるいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校生活アンケート（学校評価）の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ア いじめの早期発見に関する取り組みに関すること。
- イ いじめの再発を防止するための取り組みに関すること。